

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.3. 検討経緯/検討結果の詳細：健診情報が確実に本人情報であることを確認する方針（1/2）

###### 中間報告時点での課題

- 健診情報について、確実に本人情報であることをどのように確保するか検討が必要。

###### 対応アプローチ

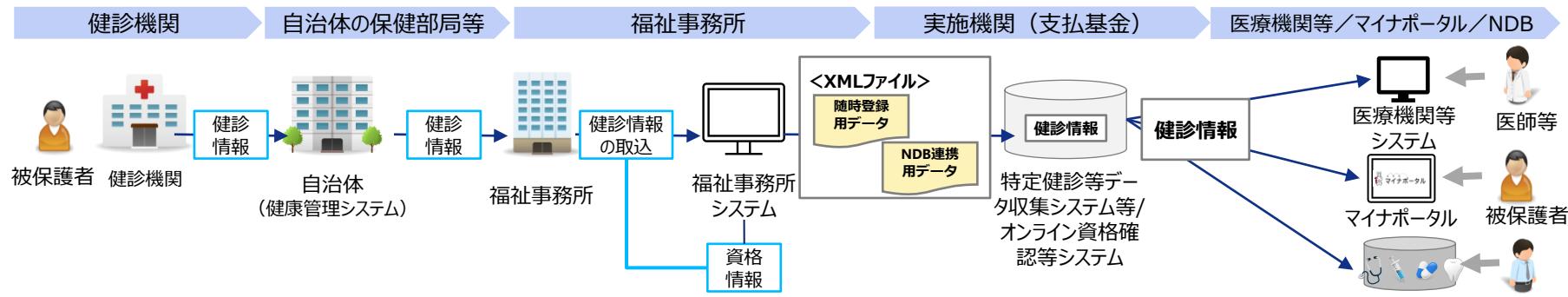
- ① 確実に本人である健診情報を登録いただくために、「キー項目（公費負担者番号・受給者番号、宛名番号、ケース番号/世帯員番号等）の有無に関わらず、基本4情報を突合することを条件に登録を認める」という健診情報の登録方針を定め、福祉事務所に周知を行う。

###### 対応結果

###### ①：完了

- 資格情報の登録における真正性確保と同様の条件とし、健診情報と資格情報についてキー項目の有無に関わらず、基本4情報を用いて突合することで整合性を確認することを条件として健診情報が確実に本陣情報であることを確認。  
健診情報の登録に係る運用確立に向け、ベンダには令和5年11月に、福祉事務所には令和6年3月に対応方法の周知を実施。
- 健診情報の本人情報の確認をしていない福祉事務所が登録することを防ぐため、実際に健診情報の本人情報の確認が完了した時点（令和6年4月以降）で、本人情報の確認が完了した旨の報告を求める。

###### 福祉事務所における健診情報登録の流れ



- 健診情報について、資格情報との一致確認により確実に本人情報を確認する必要がある
- 健診情報における本人情報の確認が完了し、初めて健診情報を登録するタイミングで厚生労働省へ申告する。



### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.4. 検討経緯/検討結果の詳細：医療機関等に対する導入推進策（1/2）

###### 中間報告時点での課題

- 医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している医療機関等に対し、いかに導入を進めるか。

###### 対応アプローチ

- ① 医療機関等向けに以下のアプローチを実施する。
- 制度・導入の概要について、厚生労働省HP・医療機関等向け総合ポータルサイト等を利用した周知を実施する。
  - 医療機関等における医療扶助のオンライン資格確認導入促進のため、オンライン請求システムのポップアップ等を利用して補助金制度における周知を実施する。
  - 福祉事務所が地域の医療機関・薬局に対して説明を行う際に活用できるガイドライン資料を公開し、医療機関・薬局の理解促進を図る。

###### 対応結果

###### ①：完了

- 厚生労働省HP・医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて導入の手引きを公開し、運用開始時には事務連絡で周知を実施した。
- 補助金制度について月次（令和5年9月～令和6年3月）でオンライン請求システムのポップアップや医療扶助のオンライン資格確認導入の手引きを利用した周知を実施した。
- 福祉事務所向けポータルサイトにおいて福祉事務所が医療機関等・薬局に対して説明を行う際に活用できるガイドライン資料を公開した。

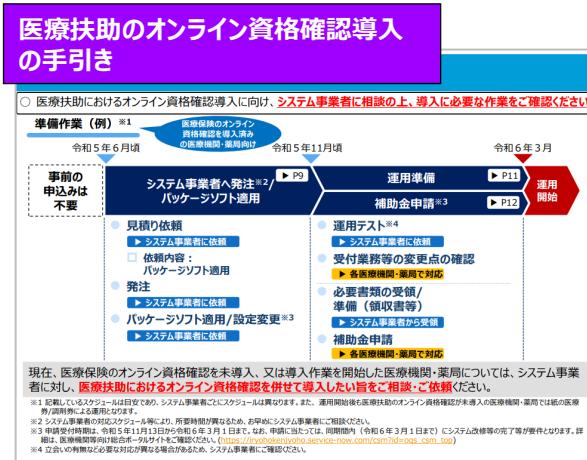
### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

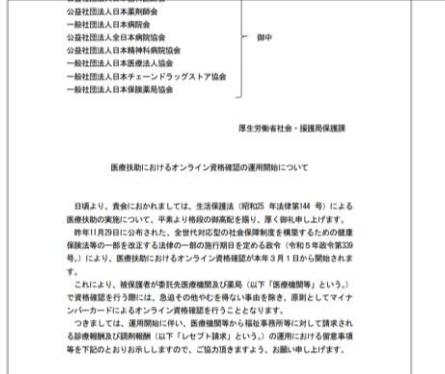
##### 3.2.4. 検討経緯/検討結果の詳細：医療機関等に対する導入推進策（2/2）

###### 対応アプローチに係る参考資料等

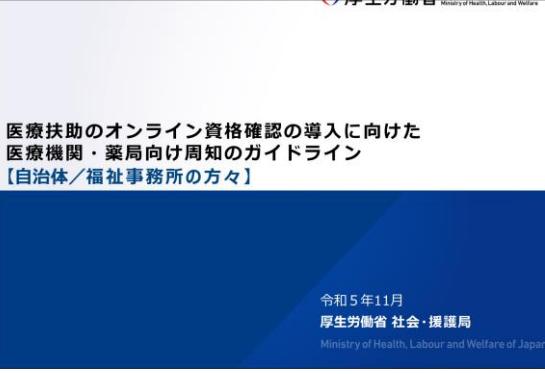
###### <導入に係る周知>



###### 事務連絡（医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始について）

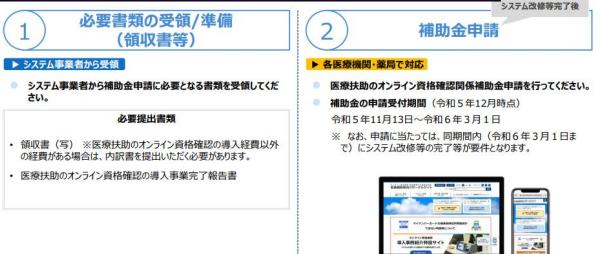


###### 医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局向け周知のガイドライン



###### <補助金に係る周知>

###### 医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き



●補助金申請に当たっての提出様式、申請受付フォーム、よくあるお問い合わせ（Q&A）は、以下医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

[https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=oqs\\_csm\\_top](https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top)

###### オンライン請求システムのポップアップ

令和6年3月から、医療扶助のオンライン資格確認が始まります

令和6年3月から、オンライン資格確認の対象者が生活保護受給者の方に拡大します。

保険医療機関・薬局の窓口で、生活保護受給者の医療券・調剤券の資格をオンラインで確認できるようになり、また、診療・薬剤情報、健診情報等についても、保険医療機関・薬局で閲覧できるようになることで、より良い医療の提供につながります。

医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修費用については、補助金を利用することが可能です

医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る補助金申請の受付を開始しました。

補助金の詳細及び申請方法につきましては、総合ポータルサイトトップページ「オンライン資格確認」>医療扶助について のメニューから補助金をクリック

Image

オンライン資格確認に関するお問い合わせ先

オンライン資格確認等センター：0800-080-4583（通話料無料）

月曜日～金曜日8：00～18：00

土曜日8：00～16：00（いずれも祝日を除く）

メールによるお問い合わせ（URL）

<https://www.iryohokeniyoho-portalsite.jp/inquiry/inquiry.html>

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.5. 検討経緯/検討結果の詳細：福祉事務所に対する導入推進策（1/2）

###### 中間報告時点での課題

- 医療扶助のオンライン資格確認への理解が不足している福祉事務所に対し、いかに導入を進めるか。

###### 対応アプローチ

###### ① 以下のアプローチを実施する。

- 福祉事務所全体に向けて、福祉事務所向けのアンケート結果や問い合わせ内容を考慮して、導入における作業全体の概要や各作業の手順に係る周知を行う。
- 福祉事務所向けアンケートに基づき、導入が進んでいないと思われる福祉事務所には個別連絡をし、対応状況ヒアリングのうえで、ボトルネックを解消するため個別のアプローチを実施する。
- 福祉事務所向けアンケートに未回答の自治体に対しては、導入状況を把握するため個別のアプローチを実施する。

###### 対応結果

###### ①：完了

- 福祉事務所全体に向けて、福祉事務所向けアンケートや問合せ内容を考慮して、福祉事務所向けポータルサイト上で作業全体の概要や各作業の手順に係る周知を行った。
- 福祉事務所向けアンケートに基づき、導入が進んでいないと思われる福祉事務所には個別連絡し、対応状況ヒアリングのうえで、ボトルネックを解消するための個別のアプローチを実施した。
- 福祉事務所向けアンケートに未回答の福祉事務所に対しては、個別に連絡を行い回答を得ることで、課題把握・導入支援に繋げた。

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.5. 検討経緯/検討結果の詳細：福祉事務所に対する導入推進策（2/2）

###### 対応アプローチに係る参考資料等

「医療扶助のオンライン資格確認の導入状況等に係るアンケート調査」の結果を受けてご確認いただきたい資料及び留意事項

(福祉事務所向けポータルサイト)

Q 2023/7/20 「医療扶助のオンライン資格確認の導入状況等に係るアンケート調査」の結果を受けてご確認いただきたい資料及び留意事項

令和5年5月にご依頼しました「医療扶助のオンライン資格確認の導入状況等に係るアンケート調査」において、医療扶助のオンライン資格確認の導入準備に当たってご確認いただきたい資料掲載先ご留意事項を以下のとおりまとめました。

カテゴリー：トップカテゴリー > お知らせ一覧

A 回答

令和5年5月にご依頼しました「医療扶助のオンライン資格確認の導入状況等に係るアンケート調査」にご協力いただきありがとうございました。

当該アンケートにおいて「作業手順が分からない」「作業を進める上で課題がある」といったご意見をいただいたことを受け、医療扶助のオンライン資格確認の導入準備に当たってご確認いただきたい資料掲載先と寄せられた課題に関するご留意事項を以下のとおりまとめました。ぜひご一読ください。

【全体スケジュール・作業の全体像が不明である場合】

●まずは下記に資料をご確認ください。

<資格確認関連>

- ・[福祉事務所向け手引き（添付ファイルダウンロードページ）](#)
- ・[福祉事務所向け技術解説書及び別紙（添付ファイルダウンロードページ）](#)
- ・[周知福事務所向けオンライン資格確認の導入に向けた作業・周知スケジュール（添付ファイルダウンロードページ）](#)

\*各種テントに示した作業及び当該作業に係る周知スケジュールは本資料をご確認ください。

<健診情報関連>

- ・[健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料（添付ファイルダウンロードページ）](#)

【個々の作業の手順について不明点がある場合】

●まずは下記に資料・FAQをご確認ください。

<資格確認関連>

作業名	対象	資料掲載先	補足
生活保護システム、レセプト管理システムのシステム改修注	全福祉事務所必須	<ul style="list-style-type: none"><li>・<a href="#">福祉事務所向け手引き（添付ファイルダウンロードページ）</a></li><li>・<a href="#">福祉事務所向け技術解説書及び別紙（添付ファイルダウンロードページ）</a></li></ul>	

- 福祉事務所全体に向けて、福祉事務所向けアンケートや問合せ内容を考慮して、福祉事務所向けポータルサイト上で作業全体の概要や各作業の手順に係る周知を行った。

医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る福祉事務所向けアンケートについて（依頼）

Q 2022/12/20 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る福祉事務所向けアンケートについて（依頼）

医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る福祉事務所向けアンケートについて（依頼）

カテゴリー：トップカテゴリー > お知らせ一覧

A 回答

このたび、医療扶助のオンライン資格確認の導入に当たって、福祉事務所において実施する準備作業の状況を把握するために、[福祉事務所](#)を対象としたアンケートを実施いたします。

準備作業における課題を早期に見つけ解消すべく、ご多忙のところ恐縮ですが、以下のアンケートへのご回答をお願いいたします。

■アンケート回答期間：[令和4年12月20日（火）～令和5年1月13日（金）](#)

■アンケート：[回答用リンク](#)

なお、ご回答に当たっては、[福祉事務所向けポータルサイト](#)で公開している技術解説書および福祉事務所向け手引きに示した導入作業のスケジュール（添付ファイル「主な導入作業のスケジュール.pdf」）をご参照ください。

- 福祉事務所向けアンケートに基づき、導入が進んでいないと思われる福祉事務所には個別連絡し、対応状況ヒアリングのうえで、ボトルネックを解消するための個別のアプローチを実施した。
- 福祉事務所向けアンケートに未回答の福祉事務所に対しては、個別に連絡を行い回答を得ることで、課題把握・導入支援に繋げた。

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.6. 検討経緯/検討結果の詳細：福祉事務所の登録見込（1/2）

###### 中間報告時点での課題

- 資格情報等の初回登録が開始された中、いかに福祉事務所の登録を増やすか。

###### 対応アプローチ

- 最新の福祉事務所の課題をアンケート/ヒアリングで把握し、各福祉事務所の対応状況に沿ったアプローチを継続実施する。

###### 対応結果

###### ①：完了

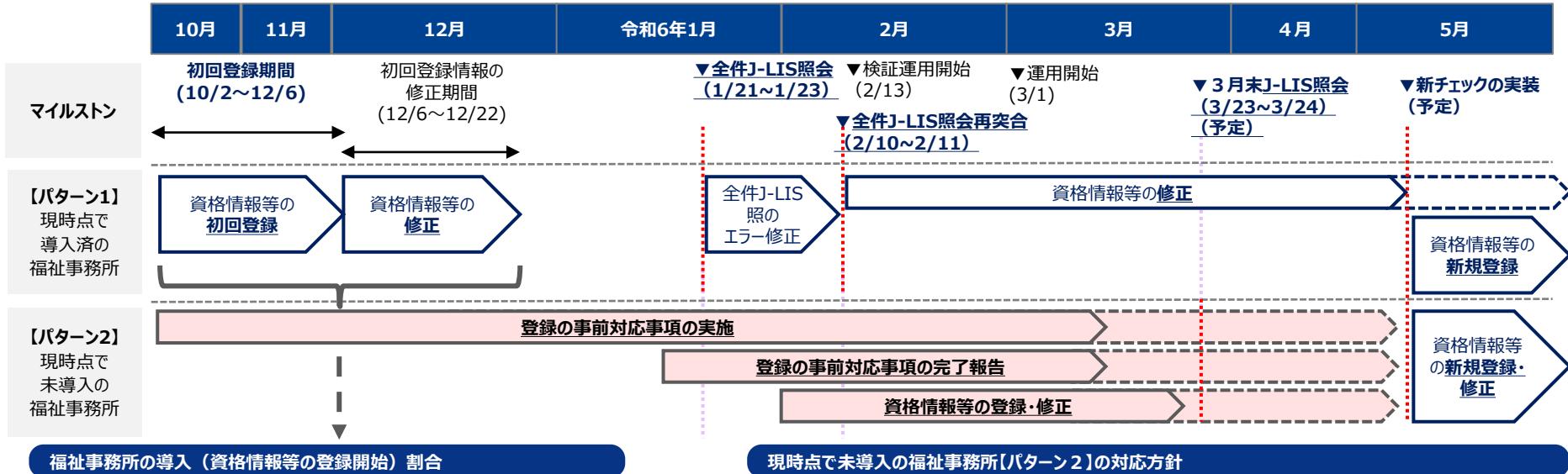
- 各福祉事務所に架電を行いフォロー（対応事項や解説資料の連携等）を実施した。
  - フォローについては、個人番号の真正性の確保や受給者番号の固定化の徹底等について自己点検を実施いただくための「データ整備のチェックリスト」ができていない、もしくは未対応事項が比較的軽微な福祉事務所等から対応する等、優先順位を決めて行った。
- 対応の結果、令和5年12月22日時点で、福祉事務所全体の77%が資格情報の登録実績ありとなった。その他の福祉事務所は以下の流れで登録を予定している。
  - 令和6年3月に実施するJ-LIS照会までに資格情報等登録の事前対応事項を完了した福祉事務所には、登録を開始いただく。
  - 上記が間に合わない場合、令和6年5月中に中間サーバーでの新チェック（隨時でJ-LIS照会をして真正性の確認を行う機能）が実装され次第、登録を開始いただく。

### 3. 運用課題検討

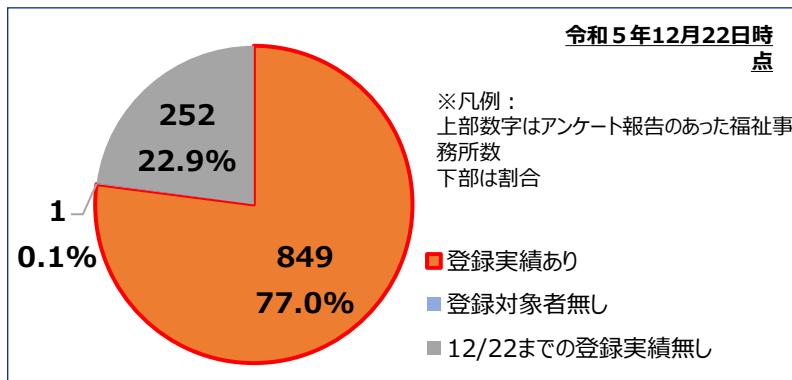
#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.6. 検討経緯/検討結果の詳細：福祉事務所の登録見込（2/2）

###### 参考（福祉事務所の導入スケジュール）



###### 福祉事務所の導入（資格情報等の登録開始）割合



###### 現時点で未導入の福祉事務所【パターン2】の対応方針

- 令和6年3月に実施するJ-LIS照会までに資格情報等登録の事前対応事項を完了した福祉事務所には、登録を開始いただく。
- 令和6年3月に実施するJ-LIS照会までに資格情報等登録の事前対応事項を完了できない福祉事務所は、引き続き、対応を進めていただき、令和6年5月中に中間サーバーでの新チェック（隨時でJ-LIS照会をして真正性の確認を行う機能）が実装され次第、条件を満たした福祉事務所から順次、登録を開始いただく。
- 上記、未導入の福祉事務所には、委託先医療機関・薬局に対して未導入である旨及び今後の導入予定を連携いただき（令和6年1月25日に検証運用開始に伴う事務連絡にて周知済み）。

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.7. 検討経緯/検討結果の詳細：令和6年度以降の導入予定の医療機関等への対応（1/3）

###### 中間報告時点での課題

- 導入意欲はあるが、令和6年度以降の導入予定としている医療機関・薬局に対して、どのように導入時期を早めさせるか。



###### 対応アプローチ

- 医療機関等のシステム改修状況や他オンライン資格確認関連施策の導入対応が重なることを考慮し、令和6年度中の補助金申請期間の延長の決定について、適切に周知を行う。
- 補助金申請に係る認知機会の増加を図るために、オンライン請求ポップアップ及び医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて補助金申請について周知する。
- 医療機関等向けの導入意思促進に係るオンライン資格確認事業合同動画において、他事業との同時導入について説明を行う。
- 医療機関等システムベンダ向けの合同説明会/勉強会において、他のオンライン資格確認関連施策（電子処方箋等）との同時導入作業が可能であり、導入に係る作業負担軽減の可能性について説明を行う。

###### 対応結果

###### ①：完了（今後も継続実施予定）

- 補助金の申請期間を当初の令和6年1月15日から令和6年3月1日に延長の周知を適切に実施し、補助金申請に係る間口を拡大した。
- 令和6年度も引き続き、医療扶助のオンライン資格確認の導入を予定している医療機関等に対して支援を継続していく予定である。

###### ②：完了

- オンライン請求ポップアップ及び医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて、補助金の申請期間が延期したこと等を周知することで認知機会を増加させた。

###### ③：完了（今後も継続実施予定）

- 医療機関等向けの導入意思促進に係るオンライン資格確認事業合同動画において、他事業との同時導入について説明を行った。

###### ④：完了（今後も継続実施予定）

- 他事業との合同説明会/勉強会や医療扶助のオンライン資格確認導入の手引きにおいて、他のオンライン資格確認関連施策との同時導入作業が可能であることを説明した。

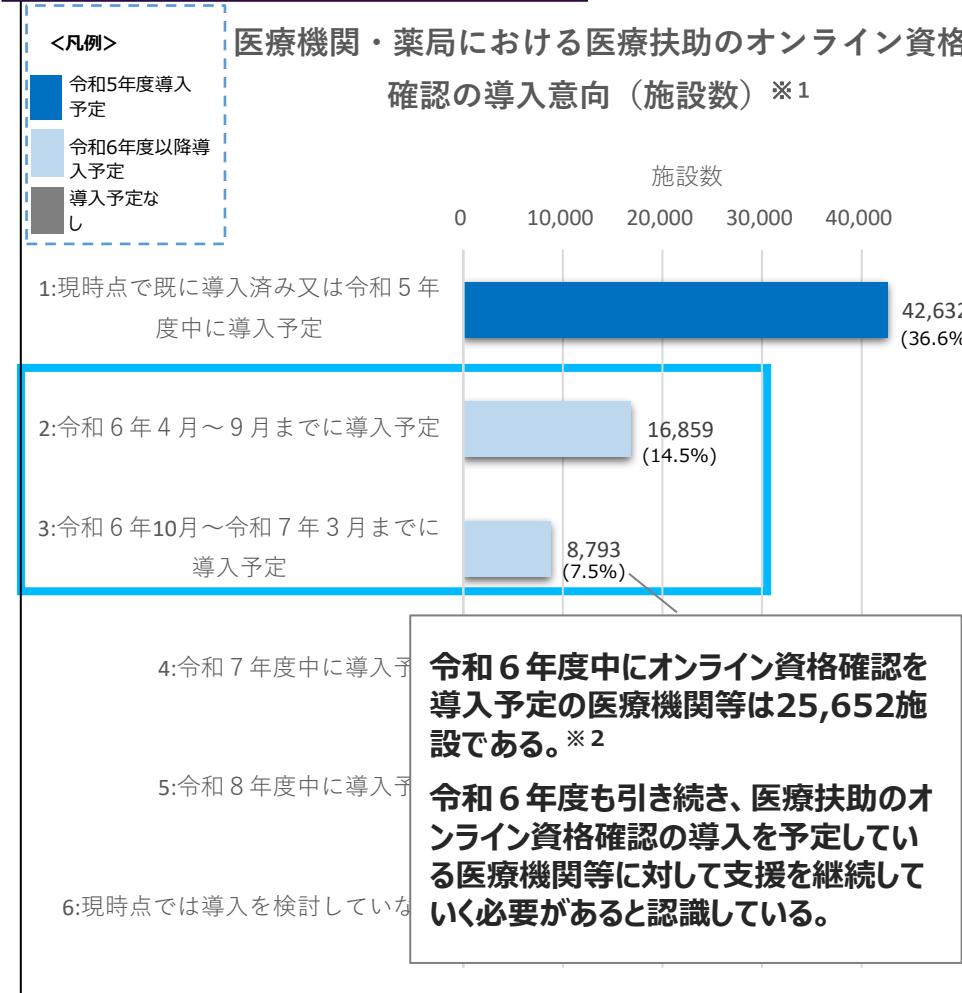
### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

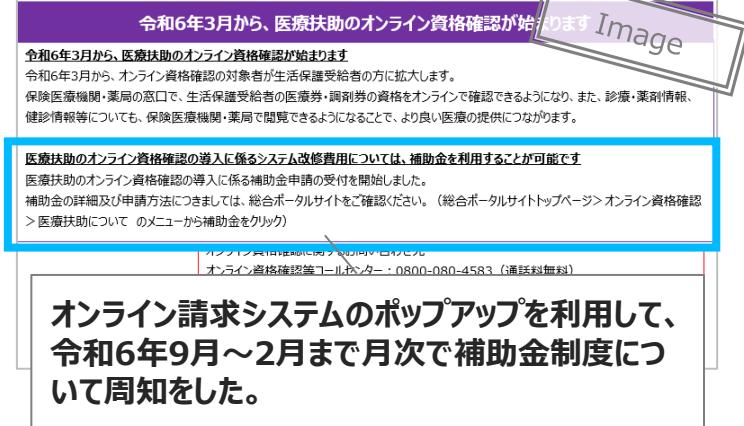
##### 3.2.7. 検討経緯/検討結果の詳細：令和6年度以降の導入予定の医療機関等への対応（2/3）

###### 参考（令和6年度中に導入予定の医療機関等）

###### 導入予定時期ごとの医療機関・薬局数



###### オンライン請求システムのポップアップ（イメージ）



###### 医療扶助のオンライン資格確認等導入に係る助成金について (医療機関等向け総合ポータルサイト)

医療扶助のオンライン資格確認等導入に係る助成金について

● 更新者：管理者90・備 9日前・● 読観数：127501・★★★★☆

No.	目次
1	助成金交付申請の流れ
2	助成金申請期間
3	助成金交付額
4	助成金対象項目
5	助成金申請に必要な書類
6	申請様式・手順書等

※1 実施期間：令和6年3月5日～3月10日、有効回答総数：116,633件（回答総数171,793件からアンケート回答に同意しない等の回答を除いたもの）

回答対象：オンライン資格確認に係る本番環境接続済、オンライン運用開始済、電子処方箋運用開始済の医療機関・薬局

※2 アンケート回答に同意しない等の回答（55,160件）が令和6年度中に導入すると仮定した場合、令和6年度中に導入予定の医療機関等は最大で80,812施設となる。

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.7. 検討経緯/検討結果の詳細：令和6年度以降の導入予定の医療機関等への対応 (3/3)

###### 参考（令和6年度中に導入予定の医療機関等）

###### 医療機関等向け導入意思促進に係る周知動画

これから医療に向けて  
オンライン資格確認導入後に  
対応いただきたいこと



###### はじめに

オンライン資格確認の導入は最初の一歩。

医療DXの基盤として、

オンライン資格確認の仕組みを使って実現できることがたくさんあります



###### これから行うべきこと



なるほど、電子処方箋の次は何を対応すればいいですか？

令和5年度末にかけて、オンライン資格確認の仕組みを使って資格確認業務を行う患者に医療扶助の対象者も追加されます。また、診療・調剤業務を訪問やオンラインの形式で実施する場合は、当業務においても使えるようになります。

これらを令和5年度末にまとめて対応することで、導入の費用・時間削減できます。

###### ポイント2

今後、オンライン資格確認を使える業務や患者が拡大し、便利になっていきます。  
令和5年度末にまとめて対応することで、導入の費用・時間が削減できます！

医療扶助のオンライン資格確認能力に係る補助金について (P.15)

###### 医療機関等システムベンダ向け勉強会資料

事業概要及びスケジュール（令和5年10月時点）		
事業名	対象セグメント	事業概要
電子処方箋	医療機関 医療機関 医療機関 医療機関 医療機関 医療機関 医療機関 医療機関	電子カルテ連携機能、電子処方箋連携機能等の導入支援サービスを提供する。また、電子カルテ連携機能、電子処方箋連携機能等の導入支援サービスを提供する。 オンラインによる医療扶助の資格確認業務の実現。 3日：医療扶助におけるオンライン資格確認業務の実現。 10月：医療扶助における電子カルテ連携機能の実現。 11月：医療扶助における電子処方箋連携機能の実現。 12月：医療扶助における電子カルテ連携機能の実現。
医療機関 オンライン資格確認	医療機関 医療機関 医療機関 医療機関	オンラインによる医療扶助の資格確認業務の実現。 医療扶助における電子カルテ連携機能の実現。
訪問診療 オンライン診療連携	医療機関 医療機関 医療機関	オンラインによる医療扶助の資格確認業務の実現。 医療扶助における電子カルテ連携機能の実現。
40以上の医療扶助の資格確認業務の導入 医療扶助4種別連携 特定医療扶助の見直し 医療機関	医療機関 医療機関	オンラインによる医療扶助の資格確認業務の実現。 医療扶助における電子カルテ連携機能の実現。 医療扶助における電子カルテ連携機能の実現。

###### （参考）各事業における医療機関・医局のニーズの共有、並びに、体制確保のご依頼

- オンライン資格確認や電子処方箋のように、国が各事業の導入目標・予測等を示すことで、当内容をもとに導入体制の確立に向かう社内調整がしやすくなると一部システム事業者よりコメントを受領。
- 医療扶助におけるオンライン資格確認対応については、医療機関・医局へのアンケートの結果、  
補助金があることを周知する前の段階において、8割近くの医療機関・医局が導入を希望する旨を回答。
- その他事業についても、今後のヒアリング等を踏まえ、随時、システム事業者の皆さまに示す予定。

###### 医療扶助における今後の導入見込状況

- 医療扶助の導入費用削減に関する取組の段階において、医療機関・医局の導入意向アンケートを実施。
- アンケートの結果、特に医療扶助の導入意向において、医療扶助の導入を希望する可能性があるとの結果であり、令和5年度末にかけて導入が進むであろうため、システム事業者の皆さまには導入体制を整備いただけたい。
- また、効率性の観点から、電子処方箋導入の場合、電子処方箋セグメントで導入するようお願いしたい。

※その他の事業についても、今後の調査を踏まえて随時示していく予定

12

合同勉強会において、  
他のオンライン資格  
確認関連施策との  
同時導入作業が可  
能であることを説明  
した。

###### 医療扶助におけるオンライン資格確認導入について

- 令和6年3月からの運用開始に向けて、本年6月底より医療機関等に対して、医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修等のスケジュールを踏まえて周知等に相談いたくう、両当事者を進めています。
- 両システムは、補助金の対象。
  - 申請交付期間：令和5年11月1日～令和6年1月15日
  - 交付期間：令和5年11月1日～令和6年3月31までの交付を希望される場合
  - 必要提出書類：領収書（5枚）※支拂がわかるもの含め、オンライン資格確認事業実施報告書
  - 費用補助内容：① 病院➡ 28.2万円（事業額56.6万円を上限に、その1/2を補助）  
② 大型チーナー医局➡ 3.6万円（事業額7.3万円を上限に、その3/4を補助）  
③ 診療所・医局（大型チーナー医局以外）➡ 5.4万円（事業額7.3万円を上限に、その3/4を補助）



14

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.8. 検討経緯/検討結果の詳細：被保護者のオンライン資格確認の利用促進（1/2）

###### 中間報告時点での課題

- 被保護者のオンライン資格確認利用の促進をどのように促すか。

###### 対応アプローチ

- 福祉事務所が被保護者向けに配布するリーフレットを作成し、オンライン資格確認利用開始及び初回登録方法の周知を実施する。

###### 対応結果

###### ①：完了

- 令和5年1月、福祉事務所向けに「福祉事務所向け国民配布用パンフレット」及び「リーフレット案」を配布していたが、オンライン資格確認の利用開始に合わせて、新たなリーフレットを作成し周知を呼びかけた。
  - 令和6年3月、福祉事務所向けポータルサイトに福祉事務所が被保護者向けに配布するリーフレットを公開した。
  - リーフレットは、マイナンバーカード利用のメリットや方法について詳細に説明し、被保護者の利用促進に資する情報提供を行った。

### 3. 運用課題検討

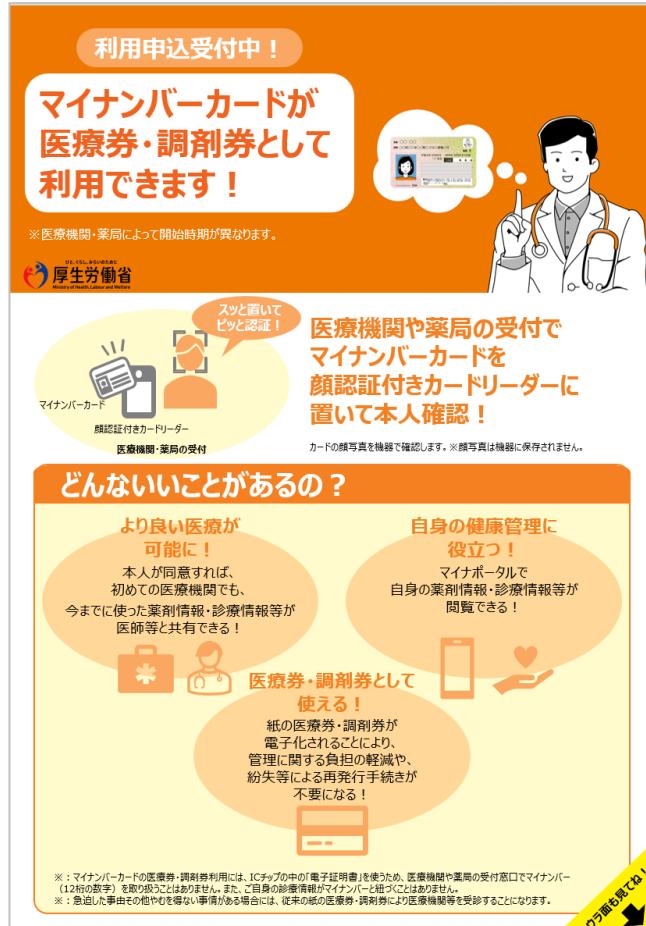
### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

### 3.2.8. 検討経緯/検討結果の詳細:被保護者のオンライン資格確認の利用促進 (2/2)

#### 対応アプローチに係る参考資料等

## 被保護者向けマイナポータル利用 方法に係るリーフレット

〈表面〉



〈裏面〉



### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.9. 検討経緯/検討結果の詳細：中間サーバーへの資格情報等登録の推進

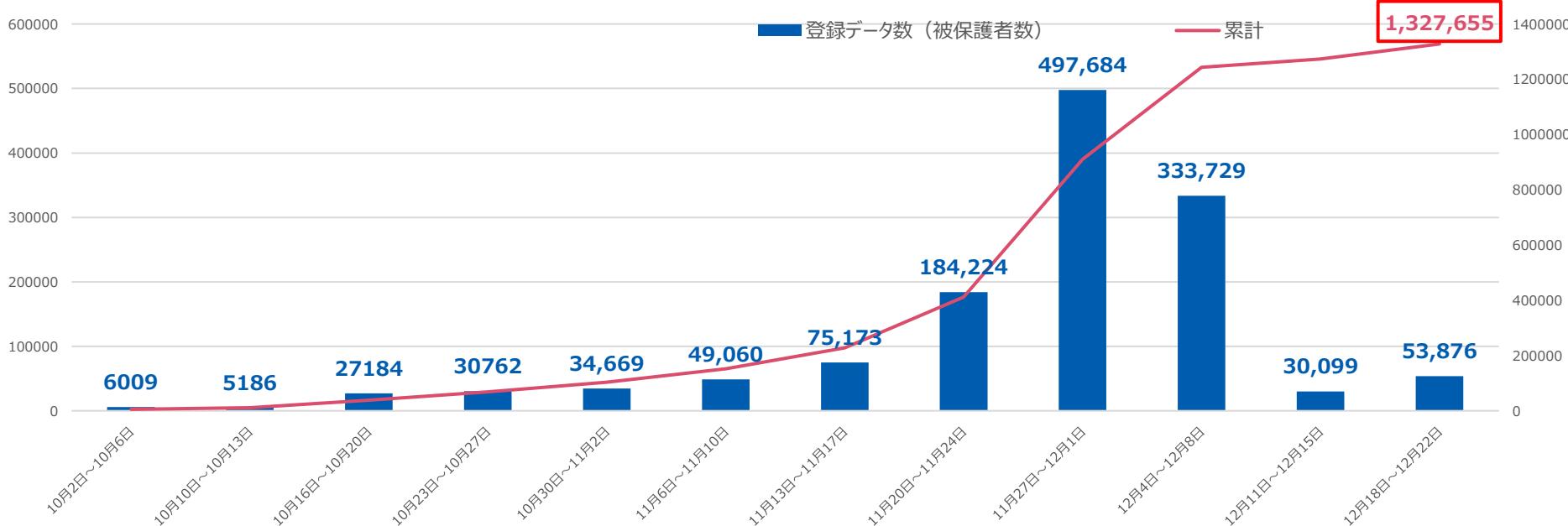
- 中間サーバーへの登録が遅延していると見られる福祉事務所に対しては、架電やメールで対応状況の確認及び必要に応じてフォローを実施。
- 令和5年12月22日時点で、1,327,655件の被保護者の資格情報等のデータが完了している。

#### 資格情報登録の推進に係る対応

- 各福祉事務所の資格情報登録予定日と登録対象となる被保護者数及び中間サーバーへの登録実績のログを基に、対応が遅延していると見られる福祉事務所に対して、架電やメールで対応状況の確認及び必要に応じてフォローを実施。

#### 登録データ数（被保護者数）の登録実績

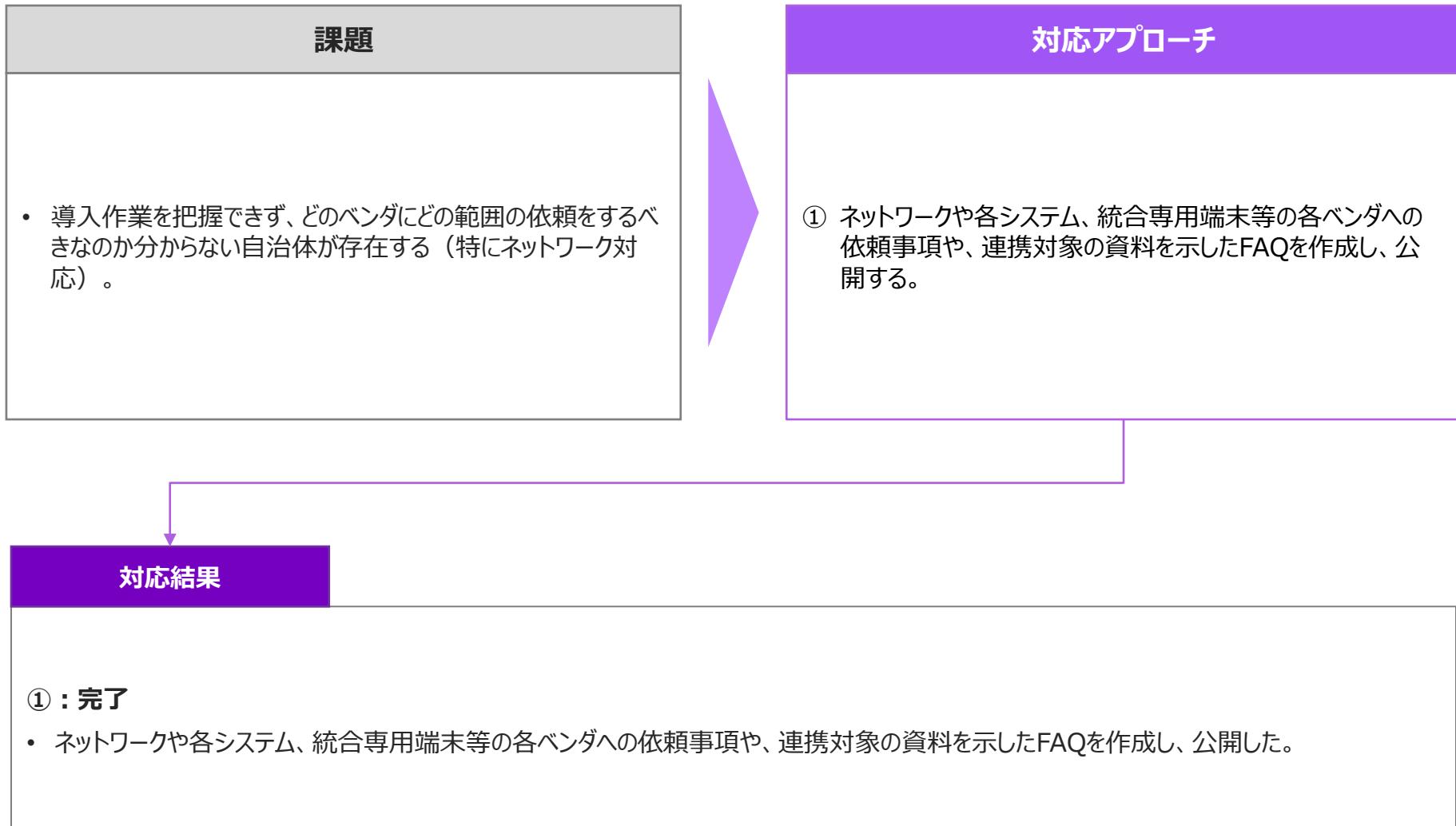
#### 登録実績ログ抽出断面：12/22（金）



### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.10. 検討経緯/検討結果の詳細：福祉事務所の導入作業に係る周知（ネットワーク接続方式等）（1/2）



### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.10. 検討経緯/検討結果の詳細：福祉事務所の導入作業に係る周知（ネットワーク接続方式等）

#### 対応アプローチに係る参考資料等

##### ネットワーク接続方式に係る資料

###### 2. 医療扶助のオンライン資格確認を実現するネットワーク接続方式の決定

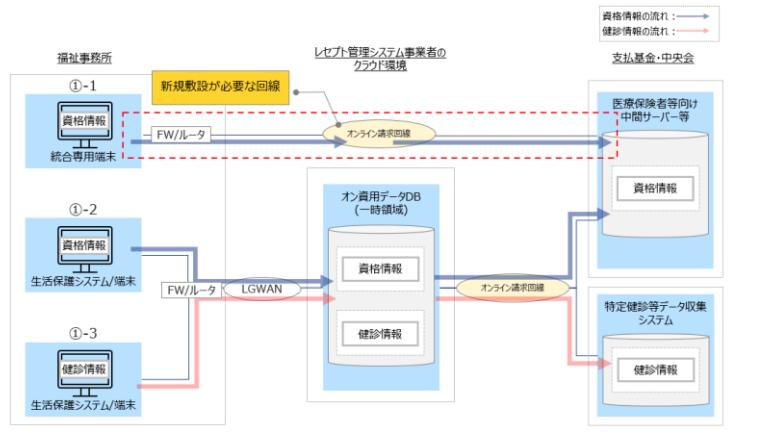
現状の接続実態	#	接続対象	接続方式	新規回線敷設	接続方式
① クラウド版 レセプト管理 システム	①-1	資格情報の連携 (統合専用端末)	直接接続	必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン請求回線の新規敷設を行い、医療保険者等向け中間サーバー等との直接接続</li> <li>閉域網の新規敷設が必要となります。本資料をご確認の上、契約についてネットワーク回線事業者に問合せください</li> </ul>
	①-2	資格情報の連携 (サーバー間連携)	クラウド 経由での接続	(不要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでご利用いただいているクラウド環境を利用して医療保険者等向け中間サーバー等へ接続</li> </ul>
	①-3	健診情報の連携	クラウド 経由での接続	(不要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでご利用いただいているクラウド環境を利用して特定健診等データ収集システムへ接続</li> </ul>
② オンプレミス版 レセプト管理 システム	②-1	資格情報の連携 (統合専用端末)	直接接続	(不要*)	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでご利用いただいているオンライン請求ネットワークを利用して医療保険者等向け中間サーバー等へ直接接続</li> </ul>
	②-2	資格情報の連携 (サーバー間連携)	直接接続	(不要*)	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでご利用いただいているオンライン請求ネットワークを利用して医療保険者等向け中間サーバー等へ直接接続</li> </ul>
	②-3	健診情報の連携	直接接続	(不要*)	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでご利用いただいているオンライン請求ネットワークを利用して特定健診等データ収集システムへ直接接続</li> </ul>

※三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社の回線をご利用の場合は、契約変更が必要となる可能性がありますのでご確認ください。  
10

###### 3. ネットワーク接続に関して福祉事務所にて準備が必要となる作業

主	大項目	準備作業の詳細	調整先	作業対象のイメージ
1	新規回線の契約	新規回線の契約が必要となる場合には、ネットワーク回線事業者にご連絡の上、契約のための手続きを進めてください。	ネットワーク回線事業者 -P16参照	<P.11「クラウド版レセプト管理システムにおける接続方式」抜録>
2	電子証明書の設定	医療保険者等向け中間サーバー等への接続を行う端末（生活保護システム/統合専用端末等）には電子証明書の設定が必要となります。 また、特定健診等データ収集システムへ接続を行う端末（生活保護システム等）には、現在オンライン請求システムに設定している電子証明書と同一のものを設定いただく必要があります。 各種電子証明書については、実施機関より配布予定となっております。 設定方法については、今後手順書の公開による周知を予定しておりますのでお待ちください。	支払基金	#3,4 
3	FW(Firewall)の設定	各種端末に設定するFWの設定をお願いします。 設定方法が不明の場合は、各自治体/福祉事務所内の情報管理部門等へご確認ください。	各自治体/ 福祉事務所	<P.12「オンプレミス版レセプト管理システムにおける接続方式」抜録>
4	ルーターの準備・設定	ネットワーク接続のために必要となるルーターのご準備・設定をお願いします。 統合専用端末のセットアップ手順書は今後公開を予定しておりますのでお待ちください。	各自治体/ 福祉事務所	#3,4 

###### 2. 医療扶助のオンライン資格確認を実現するネットワーク接続方式の決定 ①クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所



11

###### 5. Q & A

Q. 現在クラウド版レセプト管理システムを利用しています。オンライン資格確認では、クラウド版レセプト管理システムを経由せず、オンプレミス版レセプト管理システムを利用している福祉事務所と同様に、オンライン請求回線を利用して医療保険者等向け中間サーバー等に直接接続することは可能ですか？

A. 可能です。  
オンライン請求回線の接続にあたり新規契約が必要となるため、ネットワーク回線事業者にお問合せ下さい。  
ネットワーク接続方式のイメージについてはP.12、付帯作業についてはP.14をご参照ください。

Q. 医療保険者等向け中間サーバー等への接続で経由するマイナンバーネットワークとは何ですか？  
マイナンバーネットワークは自治体側で用意する必要がありますか？

A. マイナンバーネットワークは、医療保険者等向け中間サーバー等に接続する際の終末ネットワークです。実施機関（支払基金・中央会）で準備するため、福祉事務所様にてご準備いただく必要はございません。

Q. ネットワーク接続の準備に当たり、自治体側でどこまで用意する必要がありますか？

A. 回線や端末、必要に応じてルーターの調達等を自治体様主体で行っていただく必要があります。  
医療保険者等向け中間サーバー等との接続に必要な統合専用端末の設定については、今後手順書を公開予定です。

Q. 統合専用端末と医療保険者等向け中間サーバー等との接続にLGWANは利用できますか？

A. 統合専用端末と医療保険者等向け中間サーバー等との接続にはLGWANを利用いただけません。

20

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.11. 検討経緯/検討結果の詳細：資格情報等の登録に向けた福祉事務所の対応状況及びフォロー

2023年10月5日 厚生労働省様との定例会議における検討・摺合せ内容

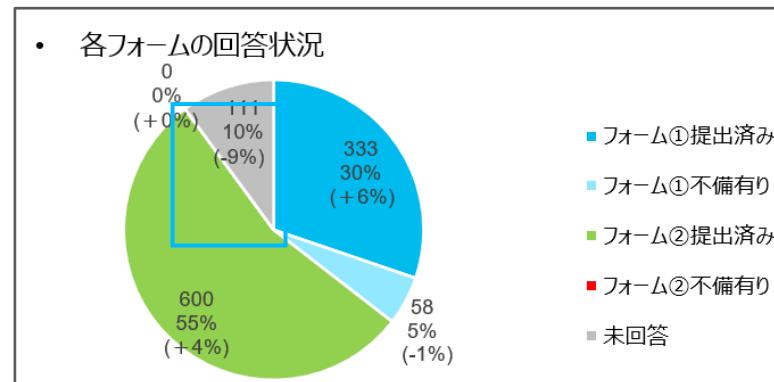
＜福祉事務所のフォーム回答状況について＞

###### 状況

- 10/5（木）午前の段階で、資格情報等の登録に係る事前対応事項の完了報告が未完（報告フォーム①、②ともに未提出）の福祉事務所が**101件**（保険者コード単位）存在しております。
- 福祉事務所向けポータルサイトのメールにて過去重ねてリマインドを行ってきましたが、これら福祉事務所は依頼対応への意識が特に低いと考えられ、ポータルサイトのお知らせの回数を継続して増やしていく手法は効果が薄いと考えています。
- なお、依頼を認識できていないことで資格情報等の登録時期が遅延してしまう状況を避けるため、報告フォームの刈り取りは早急に行っていく必要がある認識です。

###### 【参考】

10/3（火）定例にて提示した  
集計結果(10/2時点)



###### ご依頼事項

- 報告フォーム①、②ともに未提出の自治体に対し、都道府県・政令指定都市の単位（中核市は未回答福祉事務所無し）で管内福祉事務所に呼びかけを行うよう厚労省様より依頼いただくことは可能でしょうか（対象福祉事務所が101件と多数存在することから、厚労省様からは取り纏め自治体の単位に呼びかけを行うことが妥当と判断）。
- なお、ご依頼には以下の別紙をご利用ください。
  - メール文案\_報告フォームの自治体による提出催促依頼\_20231005
  - 都道府県等から管内福祉事務所への報告フォーム提出に係る依頼雛形
  - 報告フォーム未回答の福祉事務所一覧（都道府県・政令指定都市には、都道府県単位のファイルに分割予定です。）
- 上記呼びかけをもっても未回答福祉事務所が残存する場合の対応は別途相談させていただきたい存じます。

※：資料「生保オン資\_会議資料\_Ver1.0\_20231005」から抜粋

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.12. 検討経緯/検討結果の詳細：被保護者ごとのマイナンバーカードの初回登録状況の把握

2024年2月20日 支払基金様との定例会議における検討・摺合せ内容

#### 前提

- 3月の本格運用開始に向け、各被保護者の初回登録状況を福祉事務所が把握できるように、本格運用開始前までにマイナンバーカード保険証利用登録（初回紐付）状況ファイル（以下、「初回登録状況ファイル」という。）を通知する方針。
- 今回の初回登録状況ファイルの通知対象は福祉事務所のみ（医療保険者には通知しない）とする。

#### ご共有事項

- 前回までの定例会議及びQA一覧でのやり取りを踏まえ、以下のスケジュールで福祉事務所へ初回登録状況ファイルを通知いたします。

#### 【通知発出までのスケジュール】

- 2/21（水）：2/20（火）断面で初回登録状況ファイルの作成（抽出）（支払基金様）
- 2/21（水）：初回登録状況ファイルをNEC様に連携（支払基金様）
- 2/22（木）：支払基金様より受領した初回登録状況ファイルの確認（NEC様）
- 2/23（金）：バッチ処理（お知らせ通知）の実行（NEC様）
  - 通知対象は福祉事務所のみに整理
- 2/26（月）：午後から順次、各福祉事務所へ通知が発出される
  - ※ 午前中は資格重複チェック結果のお知らせ通知が発出される

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.13. 検討経緯/検討結果の詳細：委託先医療機関等の導入状況の確認方法（1/2）

2023年7月11日 支払基金様との定例会議における検討・摺合せ内容

#### 背景

- 医療扶助オン資を導入済みの医療機関・薬局リストは、Excelファイルで厚労省HPに掲載する方針としておりました。
- しかし、福祉事務所より、医療扶助オン資を導入済みの医療機関・薬局リストのCSVファイルも提供いただきたい要望を受けております。
- 上記要望を踏まえ、医療機関・薬局リストの厚労省HPに掲載する方針および流れについて摺合せさせてください。

#### 掲載方針

- (当初予定) 医療扶助オン資を導入済みの医療機関・薬局リストは、Excelファイルで厚労省HPに掲載する
- (変更後) 医療扶助オン資を導入済みの医療機関・薬局リストは、ExcelファイルおよびCSVファイルで厚労省HPに掲載する

#### 医療機関・薬局リスト掲載までの流れ

- オンライン資格確認等システムで“医療扶助のオン資運用開始”を選択している医療機関・薬局リスト（CSVファイル）を出力する。（支払基金）
- CSVファイルをExcelファイルに加工する。（支払基金）
- CSVファイルおよび加工したExcelファイルを厚生労働省に連携する。（支払基金）  
⇒連携はメールを想定
- 厚生労働省HPにCSVファイルおよびExcelファイルを掲載する。（厚生労働省）

※ 1～4は、月次（月末の最終営業日）で実施いただく想定です。

※：資料「生保オン資\_支払基金様との打合せ資料\_20230711」から抜粋

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.13. 検討経緯/検討結果の詳細：委託先医療機関等の導入状況の確認方法（2/2）

#### 参考

A	B	C	D	E	F
1 都道府県名	点数表	医療機関等コード	医療扶助オンライン資格確認の運用開始日	医療機関名称（カナ）	医療機関名称（漢字）
2 北海道	1	0112222222	2024/3/1	サンカクサンカケビヨウイン	▲▲病院
3 東京都	1	1313333333	2024/3/15	マルマルシンリョウジヨ	○○診療所
4 愛知県	3	2334444444	2024/5/25	シカクシカクシカ	■■歯科
5 大阪府	4	2745555555	2024/4/10	ハツハツヤッキョク	××薬局
6 福岡県	1	4016666666	2024/4/20	ハイフンハイフンビヨウイン	－－病院
7					

イメージ

CSVファイル

A	B	C	D	E	F	G
1						イメージ
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

医療扶助のオンライン資格確認 参加医療機関・薬局リスト (2024年5月30日 現在)

都道府県名	点数表	医療機関等コード	医療扶助オンライン資格確認の運用開始日	医療機関名称（カナ）	医療機関名称（漢字）
北海道	1	0112222222	2024/3/1	サンカクサンカケビヨウイン	▲▲病院
東京都	1	1313333333	2024/3/15	マルマルシンリョウジヨ	○○診療所
愛知県	3	2334444444	2024/5/25	シカクシカクシカ	■■歯科
大阪府	4	2745555555	2024/4/10	ハツハツヤッキョク	××薬局
福岡県	1	4016666666	2024/4/20	ハイフンハイフンビヨウイン	－－病院

イメージ

Excelファイル

※：資料「生保オン資\_支払基金様との打合せ資料\_20230711」から抜粋

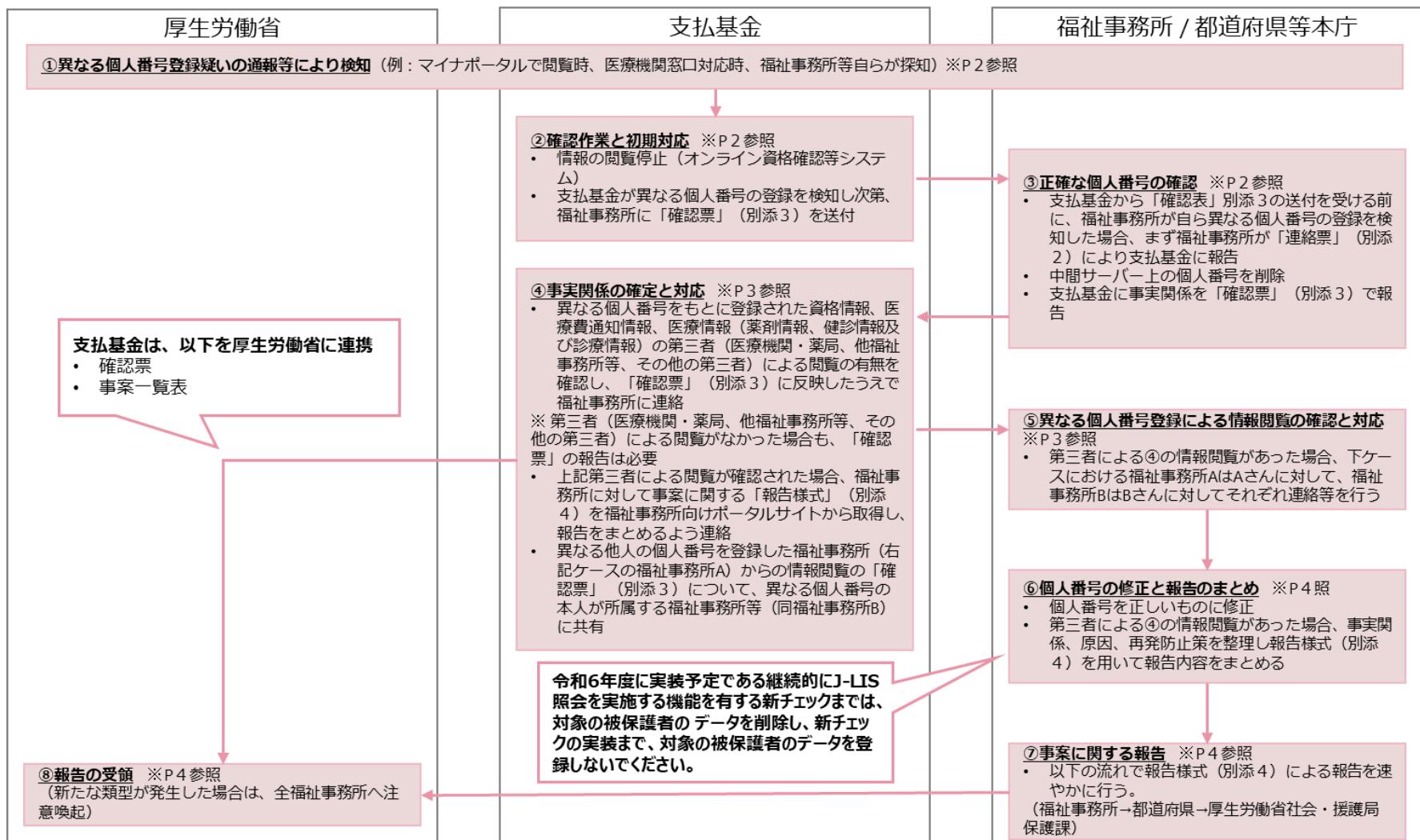
### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.14. 検討経緯/検討結果の詳細：異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順

2024年2月29日 厚生労働省様との定例会議における検討・摺合せ内容

- 異なる個人番号が登録されていることを検知した場合は、以下のような枠組みで事実関係を把握し公表対応する。



※ : 資料「【別添 1】異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順」から抜粋

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.15. 検討経緯/検討結果の詳細：ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理（1/6）

2023年12月14日 厚生労働省様との定例会議における検討・摺合せ内容

被保護者、福祉事務所の生保オン資の対応状況に応じ、追加周知等の対応要否を、以下3パターンにより整理した。各パターンにおいて必要な対応について、ディスカッションさせていただきたい。

※ 対応状況は、【福祉事務所】生保オン資の導入有無、J-LIS照会結果を受けたオン資対象可否、【被保護者】マイナンバーカードの有無、初回登録の実施有無、【医療機関・薬局】生保オン資の導入有無を指す。

対応状況	
福祉事務所	被保護者
○	○
×	×
×	○
×	×

…パターン①  
…パターン②  
…パターン③

##### <パターン①：被保護者、福祉事務所が生保オン資に対応している場合>

被保護者、福祉事務所に加え、医療機関・薬局が対応済みであれば、通常の想定に沿った運用を行う。

委託先の医療機関または薬局、あるいはその両方が生保オン資未対応の場合は、福祉事務所において紙の医療券・調剤券による運用が必要。また、オンライン資格確認ができないことについて、福祉事務所から被保護者に、必要に応じて伝達することが必要。

- 福祉事務所に対し、今後の検証運用開始に係る事務連絡で上記対応を周知する
- 医療機関・薬局の対応状況については、福祉事務所において、従来通り、個別調整等を踏まえて判断する。
- 医療機関・薬局が未対応であったが、紙の医療券・調剤券が発行されておらず、資格確認ができない場合は現行運用と同様の対応になる（=医療機関・薬局が福祉事務所に架電して確認する）ため、福祉事務所に対する追加周知は不要である。

##### (ディスカッション)

- 医療機関・薬局の生保オン資対応状況のリストは参考情報として厚生労働省HPに掲載を予定しているが、当該リストについて、事務連絡において確認するよう呼びかける。  
⇒医療機関等側で任意にフラグ付けが可能で、実態としての対応状況との乖離の可能性があるため、周知により、社会・援護局様としての責任度合が変わる可能性がある（参考程度であるにも関わらず、実態に即したものとして誤認される等）。  
⇒一方で、あくまでも参考情報として、適宜参照する程度として周知することも考えられる。

※：資料「ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理\_v1.0」から抜粋

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.15. 検討経緯/検討結果の詳細：ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理（2/6）

対応状況	
福祉事務所	被保護者
○	○
	×
×	○
	×

…パターン①  
…パターン②  
…パターン③

##### ＜パターン②：福祉事務所が生保オン資に対応しているが、被保護者が生保オン資に対応していない場合※＞

被保護者がマイナンバーカードを所持しない場合や初回登録未実施の場合においても、運用開始後は、生保オン資の運用が原則となるため、オン資による資格確認で対応してもらうことを基調とする。

- なお、マイナンバーカードを所持する場合、仮に紙の医療券・調剤券がなくとも、医療機関・薬局の顔認証付カードリーダーも初回登録が可能であるため、その場で資格確認への対応が可能。
- これまでの原則に従うもの（生保オン資における被保護者同意は不要）であり、福祉事務所に対する**追加周知では不要**。

##### （ディスカッション）

- 厚生労働省の立場では、上記原則に従い、被保護者との紙の医療券・調剤券の発行要否の調整対応までを福祉事務所に求めない方針＝**追加周知は不要とする方針で良いか**。

##### ＜パターン③：福祉事務所が生保オン資に対応していない場合※＞

被保護者、医療機関・薬局の対応状況に関わらず、福祉事務所は被保護者へ紙の医療券・調剤券を発行し、被保護者に対し、医療保険・薬局でオンライン資格確認できない旨を伝達する必要がある。

- 福祉事務所に対し、今後の検証運用開始に係る事務連絡で上記対応を周知する。

※ 医療機関・薬局が対応済みであるがオン資利用できない被保護者がMNCを提示してきた場合や、被保護者が紙の医療券・調剤券を所持していない場合の対応は既に医療機関等向け運用マニュアルにおいて周知済みであるため、追加周知は不要の認識。

⇒ **（ディスカッション）** ■■■の対応状況やJ-LIS照会により、誤入力チェックシステム'24までの間にオン資対象とならない被保護者が一定数生じることについて、検証運用前に医療機関等向けの周知（フォロー周知）が必要か。

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.15. 検討経緯/検討結果の詳細：ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理（3/6）

被保護者	ステークホルダーの対応状況				必要な対応	
	福祉事務所	医療機関	薬局		福祉事務所	医療機関・薬局
	○	○	○	○	・ -	・ -
	○	○	○	✗		<p>基本的に、委託先の医療機関・薬局が医療扶助オン資を未導入の場合、福祉事務所が紙の医療券・調剤券を発行し、被保護者にオン資確認できない旨を伝えているので、被保護者がオン資で資格確認することは想定。</p> <p><b>&lt;医療扶助オン資導入済み&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認が可能</li> </ul> <p><b>&lt;医療扶助オン資未導入&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者がMNCを提示した場合は、紙の医療券・調剤券を提示いただくよう伝える。 ⇒周知不要（現行運用と同様）</li> </ul> <p><b>&lt;共通&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者が紙の医療券・調剤券を所持していない場合は、福祉事務所へ架電し、資格を確認する。 ⇒周知不要（現行運用と同様）</li> </ul>
	○		✗	○		
	○		✗	○		
	○		✗	✗		

※：資料「ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理\_v1.0」から抜粋

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.15. 検討経緯/検討結果の詳細：ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理（4/6）

ステークホルダーの対応状況				必要な対応	
被保護者	福祉事務所	医療機関	薬局	福祉事務所	医療機関・薬局
○	×	○	○		基本的に、 <u>福祉事務所が紙の医療券・調剤券を発行し、被保護者にオン資確認できない旨を伝えているので、被保護者がオン資で資格確認することはないと想定。</u>
○	×	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>自福祉事務所が未導入のため、紙の医療券・調剤券の発行が必要。 ⇒医療券・調剤券の配布時に、オンライン資格確認が実施できない旨を被保護者に伝達する。</li> </ul> <p>⇒事務連絡による周知で対応</p>	<p>&lt;医療扶助オン資導入済み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮に被保護者がMNCを提示した場合、資格情報なしとなるため、福祉事務所へ状況確認する(福祉事務所、被保護者の対応状況)。</li> </ul> <p>⇒医療機関等向け運用マニュアルで周知済み（紙の医療券・調剤券が無ければ福祉事務所に対して照会）</p>
○	×	×	○		<p>&lt;医療扶助オン資未導入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者がMNCを提示してきた場合は、紙の医療券・調剤券を提示いただくよう伝える。</li> </ul> <p>⇒周知不要（現行運用と同様）</p>
○	×	×	×		<p>&lt;共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者が紙の医療券・調剤券を所持していない場合は、福祉事務所へ架電して、資格確認を行う。</li> </ul> <p>⇒周知不要（現行運用と同様）</p>

※：資料「ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理\_v1.0」から抜粋

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.15. 検討経緯/検討結果の詳細：ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理（5/6）

ステークホルダーの対応状況				必要な対応	
被保護者	福祉事務所	医療機関	薬局	福祉事務所	医療機関・薬局
	×	×	○	○	基本的に、福祉事務所が紙の医療券・調剤券を発行し、被保護者にオン資確認できない旨を伝えているので、被保護者がオン資で資格確認することはない想定。
	×	×	○	×	<p>＜医療扶助オン資導入済み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮に被保護者がMNCを提示した場合、資格情報なしとなるため、福祉事務所へ状況確認する(福祉事務所、被保護者の対応状況)。 ⇒医療機関等向け運用マニュアルで周知済み（紙の医療券・調剤券が無ければ福祉事務所に対して照会）</li> </ul>
	×	×	×	○	<p>・ 自福祉事務所が未導入のため、紙の医療券・調剤券の発行が必要。 ⇒医療券・調剤券の配布時に、オンライン資格確認が実施できない旨を被保護者に伝達する。 ⇒事務連絡による周知で対応</p>
	×	×	×	×	<p>＜医療扶助オン資未導入＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者がMNCを提示してきた場合は、紙の医療券・調剤券を提示いただくよう伝える。 ⇒周知不要（現行運用と同様）</li> </ul>
	×	×	×		<p>＜共通＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者が紙の医療券・調剤券を所持していない場合は、福祉事務所へ架電して、資格確認を行う。 ⇒周知不要（現行運用と同様）</li> </ul>

※：資料「ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理\_v1.0」から抜粋

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.15. 検討経緯/検討結果の詳細：ステークホルダの生保オン資対応状況別の運用整理（6/6）

被保護者	ステークホルダーの対応状況			必要な対応	
	福祉事務所	医療機関	薬局	福祉事務所	医療機関・薬局
×	○	○	○		基本的に、 <u>福祉事務所が被保護者に対し、オン資対応する前提で対応している想定。</u>
×	○	○	×		<p>＜医療扶助オン資導入済み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認が可能 (マイナンバーカードを所持しない場合は紙の医療券・調剤券で資格確認を実施。被保護者が初回登録できていない場合は、医療機関等の顔認証付きカードリーダーで初回登録を行い、資格確認を実施)</li> </ul>
×	○	×	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者がマイナンバーカードを保有していない場合、初回登録未実施の場合 ⇒上記の場合も、<b>オン資対応することを基調とし、追加周知は不要</b> ⇒なお、医療機関等の顔認証付きカードリーダーでの初回登録も可</li> </ul>	<p>＜医療扶助オン資未導入＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者がMNCを提示してきた場合は、紙の医療券・調剤券を提示いただくよう伝える。 ⇒周知不要（現行運用と同様）</li> </ul>
×	○	×	×		<p>＜共通＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者が紙の医療券・調剤券を所持していない場合は、福祉事務所へ架電して、資格確認を行う。 ⇒周知不要（現行運用と同様）</li> </ul>

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.16. 検討経緯/検討結果の詳細：社会保険状況フラグと資格情報に不整合が生じた際の医療機関等の対応整理

2023年5月25日、2023年6月8日 厚生労働省様との定例会議における検討・摺合せ内容

#### 貴省への確認事項（2023/05/25）

- QA表（支払基金/支払基金ベンダ）で以下の照会をいただきましたのでご確認させてください。
  - 医療機関等で資格確認した結果、社会保険状況に不整合がある（医療券・調剤券情報の社会保険状況が「あり」で、有効な医療保険の資格データが存在しない。または、逆に「なし」で、有効な医療保険の資格データが存在する。）場合、オンラインの画面上には不整合がある旨の文言を表示します。当文言を表示した時の医療機関側の運用をお示し頂けますでしょうか。  
→**医療機関側が福祉事務所または保険者に電話でデータの登録状況を確認する運用で認識合っておりますでしょうか。**

#### 貴省への確認事項（2023/06/08）

- 併用者がオンライン資格確認を行った際に、社会保険状況に不整合があった（医療券・調剤券情報の社会保険状況が「あり」で、有効な医療保険の資格データが存在しない。または、逆に「なし」で、有効な医療保険の資格データが存在する。）場合の医療費の請求先と負担割合についてご確認させてください。
  - ケース1：社会保険状況に不整合があるが、福祉事務所（または医療保険者）に電話等で、医療保険・医療扶助共に有効な資格情報が確認できた場合
    - 医療費負担の割合は、通常通り、医療保険者が7割、医療扶助が3割となる認識ですが、齟齬はございませんでしょうか。  
※医療保険において、オンライン資格確認で「該当資格なし」の場合でも、健康保険証の提示などで資格情報が確認できた場合、医療保険者7割、自己負担3割の運用となっております。
  - ケース2：社会保険状況に不整合があり、福祉事務所（または医療保険者）に電話を行ったが繋がらない等で併用である旨を確認できなかった場合
    - 社会保険状況に不整合がある場合は、医療券・調剤券情報の社会保険状況と有効な医療保険の資格データのどちらの情報が正しいのか判別つかないため、医療機関等では、医療保険には加入していない医療扶助単独として対応する認識ですが、齟齬はございませんでしょうか。
    - 上記が正の場合、医療費は、全額医療扶助に請求される認識ですが、齟齬はございませんでしょうか。

### 3. 運用課題検討

#### 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果

##### 3.2.17. 検討経緯/検討結果の詳細：災害時医療情報閲覧における医療扶助情報利用有無区分での制御

2023年6月15日 厚生労働省様との定例会議における検討・摺合せ内容

#### 背景

- オンライン資格確認システムでは、医療機関等単位で医療扶助情報利用有無区分（利用する／利用しない）を管理しており、マイナンバーカードや被保険者証による資格確認機能をはじめとし、その他医療機関向け機能においても基本的には当区分で医療扶助の利用制御をしております。
- 医療扶助情報利用有無区分（利用する）の場合、医療扶助の資格情報等が存在すれば、検索結果に応じて情報を返却します。
- 医療扶助情報利用有無区分（利用しない）の場合、医療扶助の資格情報等が存在しても、情報を返却しません。
- そのため、医療扶助を利用しない医療機関等は、医療扶助対応の稼働後も稼働前の挙動（医療保険のみを資格確認の対象とする挙動）と変わらないよう配慮をしたシステム仕様となっております。

#### ご確認事項

- 災害時医療情報閲覧機能（大規模災害時に氏名や住所などから資格を確認したうえで、特定健診・薬剤情報を閲覧する機能）においては、機能目的を考慮し、例外的に医療扶助情報利用有無区分で制御しない方針でよろしいでしょうか。

#### 観点

- 特定健診・薬剤情報はPDFでのみ閲覧可能であることから、医療機関側で取込できない懸念はないと考えております。
- 対象医療機関等が医療扶助情報利用有無区分（利用しない）の場合は、医療扶助の資格に紐づく健診情報・薬剤情報は閲覧できなくなります。
- 医療扶助情報利用有無区分と類似した区分の特定健診利用有無区分、薬剤情報利用有無区分も医療機関単位で設定可能となっておりますが、災害時医療情報閲覧機能においては、緊急時に患者の特定健診・薬剤情報を閲覧できるよう、いざれの区分でも制御対象外としています。（特定健診・薬剤情報を利用しないと設定した医療機関であっても特定健診・薬剤情報情報を閲覧できるようになっています。）

### **3. 運用課題検討**

**3.1. 前提事項**

**3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果**

**3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧**

### 3. 運用課題検討

#### 3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

本章節「3. 運用課題検討」に紐づく成果物の一覧を以下に整理しました。

##### 本章節に紐づく成果物の一覧

成果物名
【ご参考】医療扶助のオンライン資格確認導入済医療機関・薬局リスト(サンプル)
ネットワーク接続方式に関して_Ver1.7
資格情報等登録の手引き_ver1.2
資格情報等のデータ整備に係るチェックリスト【福祉事務所名を記入してください】 (福祉事務所向け) 医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局向け説明のガイドライン_Ver1.0
医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた資格情報等の登録・修正方針及び全件J-LIS照会結果を受けた対応について(依頼)(更新版)
福祉事務所向け国民配布用リーフレット_マイナンバーカードの取得促進・初回登録等_Ver1.00
健診情報における本人情報の確認方針及び手順について_ver1.01
健診情報及び資格情報等の登録に係るベンダ説明会資料
【別添1】異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順_v1.0
医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き_Ver1.2
【医療扶助】医療機関等ベンダ説明会資料(回答明記ver)_Ver1.0

成果物名
生保オン資_ キックオフミーティング資料_Ver1.0_20230413
【本紙】生保オン資_ 中間報告資料_Ver.1.00
【別紙】生保オン資_ 運用開始に向けた課題及び対応状況一覧 Ver1.00
生保オン資_ 最終報告会資料_Ver.1.0_20240325
開催要綱_ 第1回目
議事次第_ 第1回目
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会(実務者WG) (第1回) 資料_1.0版
開催要綱_ 第2回目
議事次第_ 第2回目
令和5年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会(実務者WG) (第2回) 資料_1.0版
令和5年度報告書_Ver1.0